

## 会 議 記 録 (1)

会議名称	平成22年度第1回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会
開会及び閉会日時	平成22年6月23日(水) 午後2時～午後4時
開催場所	文化センター第1研修室
委員長氏名	委員長 河井宏暢
出席委員(者)氏名	加藤信利、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、宮城仁、秋吉徳子、関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢
欠席委員(者)氏名	須藤善次郎
説明者の職氏名	協働推進課 主幹 長嶋太一
事務局職員職氏名	総合政策部 部長 谷澤暢 協働推進課 課長 柴崎照夫 主幹 長嶋太一 主事補 長谷川知亮
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 議 題             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 委員長及び副委員長の選出について</li> <li>(2) 北本市自治基本条例について</li> <li>(3) 委員会の役割と今後の取り組みについて</li> </ol> </li> <li>3 そ の 他</li> <li>4 閉 会</li> </ol>
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次第</li> <li>2 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会委員(名簿)</li> <li>3 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会設置要綱</li> <li>4 北本市自治基本条例</li> <li>5 はじめよう!市民主役のまちづくり(パンフレット)</li> <li>6 北本市自治基本条例《条例の手引き》</li> <li>7 自治基本条例はどうやってつくったの?</li> <li>8 北本市自治基本条例構造図</li> <li>9 北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進等庁内検討委員会報告について</li> <li>10 北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進等庁内検討委員会作業部会検討報告書</li> <li>11 自治基本条例により委任される条例・施策の研究</li> <li>12 平成22年度年間事務スケジュール(協働推進課協働推進担当)</li> <li>13 はじめよう!市民主役のまちづくり(パワーポイント資料)</li> <li>14 口座振替依頼書</li> </ol>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>1 開 会</p> <p>これより、平成22年度第1回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を開催します。お手元の会議次第に基づきまして進行させていただきます。</p>
事務局	<p>まず、第1回の会議ですので皆様に自己紹介をお願いしたいと存じます。加藤様から右周りで順番に自己紹介をお願いします。</p> <p>— 順番に全員が自己紹介—</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、欠席の委員につきましては、私から御紹介させていただきます。</p> <p>— 欠席委員の紹介 —</p>
事務局	<p>引き続きまして、職員の紹介をします。</p> <p>— 職員の自己紹介 —</p>
事務局	<p>2 議題</p> <p>それでは、お手元に配布してございます北本市市民参画推進条例等市民検討委員会設置要綱を御覧ください。</p> <p>第5条(委員長及び副委員長)と第6条(会議)を御覧ください。</p> <p>第5条第1項 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。</p> <p>同条第2項 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>同条第3項 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>第6条第1項 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。</p> <p>今回は最初の委員会ですので、委員長と副委員長が選出されるまでの間、市長が議長を務めさせていただきます。</p>

## 会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
市長	<p>それでは議題「(1)委員長及び副委員長の選出について」の御審議をお願いします。</p> <p>事務局から説明のありましたとおり、委員会設置要綱により委員長及び副委員長は互選により定めることとなっています。皆様の御意見を伺います。いかがでしょうか。</p>
関山委員	<p>委員長と副委員長につきましては、条例を制定する際に、北本市自治基本条例制定研究懇話会の研究グループで会を積極的にまとめてくださいました河井宏暢さんに委員長、同じく加藤信利さんに副委員長を是非お願いしたいと思えます。</p>
市長	<p>委員長を河井宏暢委員、副委員長を加藤信利委員にお願いしたいという意見がございましたが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">— 全委員 承諾 —</p>
市長	<p>それでは、河井宏暢委員、加藤信利委員、お引き受けいただけますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">— 河井委員、加藤委員 承諾 —</p>
市長	<p>ありがとうございます。それでは、私はここで議長の任を解かせていただきます。この後の議事の進行につきましては、河井委員長、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 委員長、副委員長 就任挨拶 —</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>石津市長はこの後公務の予定がございますので、ここで退席させていただきますことを御了承くださいますようお願いいたします。</p> <p>(2) 北本市自治基本条例について</p>
河井委員長	<p>それでは議題の(2)北本市自治基本条例について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">— 北本市自治基本条例の概要について資料を示して説明 —</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	委員の皆様から御質問、御意見はございますか。
高橋（伸）委員	<p>北本市自治基本条例は理念の条例なので、抽象的な内容を条例や施策のかたちでいかに具体化し整理していくかが重要な問題であり、それらの制度や手段を市民の目線で考えることが、われわれ市民検討委員の役割であるということは理解できた。</p> <p>この自治基本条例が4月に施行されて実際に何が変わったのか、今現在の市政やまちづくりの状況を聞きたい。</p>
事務局	<p>正直に申し上げれば、まだ何も変わっていません。御指摘のとおり自治基本条例は理念を体系化した条例であり、まちづくりの基本的な考え方や市民・議会・行政それぞれの役割について、市民がまとめ、議会で審査し、まちづくりの基本原則を三者で確認しあったに過ぎません。自治基本条例で明らかになったまちづくりの基本原則の下に、これまでの行政運営等を自治基本条例に当てはまるよう変えていく必要があります。</p>
河井委員長	<p>自治基本条例は「まちの憲法」である。「憲法」たり得るためには、数多く存在する既存の条例や規則を自治基本条例に当てはまるかたちに適宜見直していかなければならない。</p> <p>少なくとも、今後制定する条例や規則については、自治基本条例に則ったものにしていくことが不可欠であり、そのための仕組みづくりをこの委員会で進めていきたい。</p> <p>(3) 委員会の役割と今後の取り組みについて</p>
河井委員長	<p>それでは、続けて議題の、(3)委員会の役割と今後の取り組みについて、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>—委員会の役割と今後の取り組みについて、資料を示して説明—</p>
河井委員長	<p>月2回程度の開催で11月までに素案を仕上げるということで、日程的にはかなり厳しい。市民検討委員会では必要な条例と施策に位置づける項目出しを行い、条文等の作成は庁内検討委員会作業部会が担うとの理解でよろしいか。</p>
事務局	<p>その方向で進めたいと考えています。</p>
河井委員長	<p>市民参画推進条例、協働推進条例、市民活動促進施策等は、他市で</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	もさまざまなかたちで制定し、施行しているようだ。先行事例の実施状況を事務局で整理し、委員会に情報提供することは可能か。
河井委員長	必要に応じて資料を用意します。
高橋（伸）委員	先行事例を研究し、北本市でどのような制度を取り入れていくかを検討したい。
事務局	協働推進条例を今年度検討していくわけだが、条例化しないと新たな協働事業や協働推進施策は実施できないということか。
河井委員長	協働推進条例がなくとも、事業関係各課と協議し、協定を結ぶことができれば、協働事業を行うことは可能です。条例を整備することにより、行政と市民がルールに基づき主体的に協働事業に取り組めるようにする、ということです。
矢澤委員	委員の皆様から、他に御質問や御意見はございますか。
事務局	今までは自治基本条例制定研究懇話会が中心となって自治基本条例について検討してきたとの説明だった。今年度は自治基本条例審議会と市民参画推進条例等市民検討委員会が置かれるわけだが、各会の役割についてそれぞれもう一度整理して説明してほしい。
河井委員長	自治基本条例審議会は、4月に施行された自治基本条例第26条の規定により設置される市長の附属機関であり、自治基本条例の理念であるまちづくりの三原則「情報共有、市民のまちづくりへの参加と市政への参画、協働」を守った市政運営が適切になされているかを審議いただくものです。 市民参画推進条例等市民検討委員会は、自治基本条例に「別に条例で定める」と規定されている未整備部分を補完するための新たな条例と、市民活動促進施策について市民の立場から意見を頂くために設置する組織です。この委員会で集約された意見を市に提出していただき、それを基に庁内検討委員会作業部会で条文化し、パブリック・コメント手続や議会審議を経て、市民参画と協働推進のための条例と市民活動促進施策をつくりあげていきます。
河井委員長	審議会は市政運営に関して自治基本条例が適切に守られているかのウォッチング、市民検討委員会は自治基本条例で未整備の関連条例や施策をつくる、というようにそれぞれの役割を理解している。

## 会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
高橋（伸）委員	<p>協働や市民参画を推進するためのルールを考えるにあたり、北本市で現在起きている悪い事例を取り上げ、その問題点を一つ一つ具体的に考えていった方が、どういった条例をつくるべきかの議論がしやすいのではないかと。</p> <p>市民便利帳の作成にあたっては自治会やコミュニティ協議会など既存の市民団体に事前に相談する機会を設けてほしい。</p> <p>また、インターネットモニター向けアンケートの設問はプロに相談し、稚拙な問いにならないようもう少し慎重に検討すべきだ。</p> <p>社会福祉協議会関係だと思うが、「お助け商品券」制度は県の提案をそのまま受け入れるのではなく、もっとよい仕組みを、商工会等と一緒にプランづくりしていくべきではなかったか。</p>
河井委員長	<p>こうした問題は、市民と行政との情報共有の不足により発生するものとする。協働や市民参画を推進するために、互いに情報を発信・共有し、協力してまちづくりを行うルールを整備していきたい。</p>
古賀委員	<p>北本駅西口の駅前広場再整備問題でも、自治基本条例が持ち出され、市民の市政参画のあり方について盛んな議論が起こっている。自治基本条例制定研究懇話会委員の立場で条例制定に深く携わった一人の人間として、これから自治基本条例をまちづくりへどのように反映させていくべきか、大いに考えさせられている。</p>
事務局	<p>情報共有を基本に、市民と行政とが信頼関係を構築していくことが必要と考えます。住民運動という大きな事態に発展せずとも市政への参画機会が保障される、そうしたわかりやすく利用しやすいルールを、市民検討委員会の皆さんとともに考えていきたいと思っております。</p>
河井委員長	<p>「協働」という用語は世間にも徐々に浸透してきたと感じている。それでも、ある事業を考えたときに、その事業が「協働」に該当するのか、はたして「協働」で行えるものなのか、判断がつかないケースが多々ある。協働推進のためのルールをこれからつくっていくにあたり、「こうしたケースは『協働』に該当する」という具体例を、北本市・他市・県等で実施しているものを、判断材料として紹介してほしい。資料の準備等、事務局で対応することは可能か。</p>
事務局	<p>情報提供できるよう準備を進めたいと思っております。</p>
加藤副委員長	<p>盛りだくさんの内容で、圧倒されている委員の方もいるかもしれないが、粘り強い姿勢で議論に参加してほしい。自治基本条例制定研究</p>

## 会 議 記 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>懇話会は、条例制定までに2年8カ月かかった。委員全員で、スピード感をもって質の高い議論を続けていきたい。</p> <p>他に、御質問、御意見等がございますか。 ないようですので、本日の議事につきましてはこれで終了とさせていただきます。本日の議事はすべて終了いたしましたので、ここで議長職を解かせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>3 その他</p>
事務局	<p>3のその他でございますが、事務局から連絡事項がございます。</p> <p>会議の開会ペースが月2回と合間が短く、会場の確保や委員の予定を考えると、作業部会の終了時に毎回、全体で相談して2回先の日程を決定することが望ましいと考えております。</p> <p>第2回委員会の日程は、先日電話連絡で調整いたしましたが、第3回委員会の日程については、この場で調整して決定したいと思います。</p> <p>また、協働推進等庁内検討委員会作業部会との連携のため、市民検討委員会の開催日程が不規則で、多少忙しくなることを御了承願います。</p> <p style="text-align: center;">— 全出席委員 了承 —</p> <p style="text-align: center;">次回の委員会は7月5日（月） 午後1時30分から午後3時まで 文化センター第3研修室で開催予定</p>
事務局	<p>それではこれをもちまして、平成22年度第1回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を終了いたします。お疲れ様でした。</p>
<p>議事のでん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">平成22年    月    日    委員長</p>	